

「11,900円」に、「6,600円」を「7,200円」に、「5,500円」を「6,000円」に、「4,400円」を「4,800円」に、「1,430円」を「1,600円」に改める。

4の表歯科診療料の項中「25,400円」を「30,400円」に、「11,780円」を「14,130円」に、「194,040円」を「231,000円」に、「169,490円」を「203,380円」に、「153,470円」を「184,160円」に、「134,960円」を「161,950円」に、「112,580円」を「135,090円」に、「3,220円」を「3,860円」に、「22,040円」を「26,440円」に、「2,200円」を「2,640円」に改め、同表その他の使用料の項中「1,000円」を「1,200円」に改める。

5の表を次のように改める。

区分		単位	金額	備考
診断書	身体障害者用認定診断書	1通	2,100円	
	恩給診断書		3,600円	
	国民年金診断書		3,600円	
	生命保険関係健康診断書		3,600円	
	自動車損害賠償保険関係診断書		6,320円	
	その他の特殊診断書		3,600円	

6の表中「5,400円」を「5,820円」に、「4,800円」を「5,160円」に、「4,000円」を「4,330円」に、「2,400円」を「2,610円」に、「2,000円」を「2,180円」に、「1,600円」を「1,740円」に、「5,940円」を「6,400円」に、「5,280円」を「5,680円」に、「4,400円」を「4,760円」に、「2,640円」を「2,880円」に、「2,200円」を「2,400円」に、「1,760円」を「1,920円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。ただし、1の第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県告示第176号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により砺波市出町東部第3土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

砺波市出町東部第3土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和2年10月7日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

砺波市杉木字狐川原、太郎丸字鍋島の各一部

4 事務所の所在地

砺波市広上町4番16号

5 設立認可の年月日

令和2年10月7日

6 変更認可の年月日

令和6年4月3日

富山県告示第177号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 区域及び期間

(1) 区域

富山市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

令和6年4月3日から令和6年5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒及び破砕、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当す

る額をその者から徴収することがある。

富山県告示第178号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

第1の8の表中

〃	万葉ふ頭緑地	〃	〃		33,289	〃 107
---	--------	---	---	--	--------	-------

を

〃	万葉ふ頭緑地	〃	〃		37,615	〃 107
---	--------	---	---	--	--------	-------

に、改める。

富山県告示第179号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営開ほつ地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営開ほつ地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年4月3日から

令和6年5月2日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第180号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

富山県告示第181号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日

富山県告示第182号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日

富山県告示第183号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日

富山県告示第184号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

富山県告示第185号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

富山県告示第186号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年7月8日から令和6年2月16日まで
- 3 作業地域
富山県富山市下夕林 地内

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川郡立山町、下新川郡入善町

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年2月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月3日

富山県監査委員 山 崎 宗 良

富山県監査委員 亀 山 彰

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

経営管理部 公 文 書 館 令和6年2月16日

生活環境文化部 環 境 科 学 セ ン タ ー 令和6年2月13日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

厚生部	新川厚生センター	令和6年2月28日
同	中部厚生センター	令和6年2月29日
同	砺波厚生センター	令和6年2月29日
同	富山児童相談所	令和6年2月8日
同	高岡児童相談所	令和6年2月5日
同	富山学園	令和6年2月5日
同	女性相談センター	令和6年2月22日
同	黒部学園	令和6年2月27日
同	衛生研究所	令和6年2月19日
同	食肉検査所	令和6年2月20日
同	薬事総合研究開発センター	令和6年2月8日
商工労働部	技術専門学院	令和6年2月16日
農林水産部	西部家畜保健衛生所	令和6年2月14日
教育委員会	総合教育センター	令和6年2月8日
同	埋蔵文化財センター	令和6年2月19日
同	滑川高等学校	令和6年2月2日
同	富山高等学校	令和6年2月6日
同	富山北部高等学校	令和6年2月19日
同	富山工業高等学校	令和6年2月6日
同	富山商業高等学校	令和6年2月2日
同	富山いずみ高等学校	令和6年2月2日
同	小杉高等学校	令和6年2月19日
同	大門高等学校	令和6年2月28日
同	新湊高等学校	令和6年2月21日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
教育委員会	高 岡 高 等 学 校	令和6年2月13日
同	砺 波 高 等 学 校	令和6年2月19日
同	砺 波 工 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
同	雄 峰 高 等 学 校	令和6年2月1日
同	志 貴 野 高 等 学 校	令和6年2月8日
同	にいかわ総合支援学校	令和6年2月19日
同	富 山 総 合 支 援 学 校	令和6年2月8日
同	高岡聴覚総合支援学校	令和6年2月22日
公安委員会	滑 川 警 察 署	令和6年2月2日
同	富 山 中 央 警 察 署	令和6年2月6日
同	高 岡 警 察 署	令和6年2月13日

(2) 監査対象年度

令和4年度及び令和5年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 現金の払込みに遅延しているものがあった。(2件)
- イ 支払が遅延しているものがあった。
- ウ 特殊勤務手当の支給に誤りがあった。(2件)

- エ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。(2件)
 - オ 契約内容に不備のある契約書があった。
 - カ 交通事故による損害が生じた。(2件)
 - キ 物品の損傷による損害賠償が生じた。(2件)
 - ク 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。
(2件)
-

